

◎領海等における外国船舶の航行に関

する法律 (平成二〇年六月一日法律第六四号)

一、提案理由(平成二〇年四月八日・参議院国土交通委員会)

○国務大臣(冬柴鐵三君) ただいま議題となりました領海等における外国船舶の航行に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

四面環海の海洋国家である我が国にとって海洋の果たす役割は極めて大きく、海洋の安全を確保することは我が国の安全を確保する上でも大変重要であります。

しかしながら、我が国の主権が及ぶ領海及び内水においては、通常であれば行われぬ不審な行動を外国船舶が行うことにより外国船舶の航行の秩序が乱され、また、これらの外国船舶が関係する犯罪等の発生が懸念されております。このため、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を明確化し、不審な行動を行っている外国船舶に対して適切に対処できるようする必要があります。

また、昨年七月に成立した海洋基本法においては、我が国に領海等における外国船舶の航行に関する法律

とって海洋の安全の確保が重要であることにかんがみ、その安全の確保のための取組を積極的に推進すべきであることが示されております。

このような状況を踏まえ、我が国の領海等における外国船舶の航行に関する必要な措置を定めることにより、外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑止し、もって領海等の安全を確保するため、この度の法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、外国船舶の船長が、やむを得ない理由がある場合を除き、領海及び内水において、その外国船舶に停留等を伴う航行等をさせることを禁止することとしております。

第二に、外国船舶の船長は、領海及び内水において停留等をする必要がある場合等は、その理由が明らかなる場合を除き、あらかじめその理由等を最寄りの海上保安庁の事務所に通報しなければならぬこととしております。

第三に、海上保安庁長官は、領海及び内水において現に停留等を伴う航行等を行っている外国船舶について、その理由を確かめる必要があると認めるときは、海上保安官に立入検査をさせることができることとともに、立入検査の結果、外国船舶が禁止されている航行をしていると認めるときは、その船

長に対し領海及び内水からの退去を命ずることができることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上がこの法律案を提案する理由です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

二、参議院国土交通委員長報告(平成二〇年四月一日)

○吉田博美君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国の領海及び内水における外国船舶の航行について、その秩序を維持するとともに、不審な行動を抑制するため、正当な理由がない停留等を伴う航行等の禁止、これに違反する航行に対する退去命令等所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、外国船舶の領海内航行の秩序維持と本法律案の役割、海洋の安全に欠かせない海上保安体制の強化、頻発する海難防止のための海上交通安全対策の強化等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

三、衆議院国土交通委員長報告(平成二〇年六月五日)

○竹本直一君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、領海等における外国船舶の航行に関する法律案について申し上げます。

本案は、我が国の領海等における外国船舶の航行の秩序を維持するとともにその不審な行動を抑制するための措置を講じようとするもので、その主な内容は、

第一に、領海及び内水における外国船舶による正当な理由がない停留等を伴う航行等を禁止すること、

第二に、停留等を伴う航行等を行っている外国船舶に対する立入検査の権限及び禁止されている航行を行っている外国船舶への退去命令の措置を定めることなどであります。

本案は、参議院先議に係るもので、去る五月二十九日本委員会に付託され、翌三十日冬柴国土交通大臣から提案理由の説明

を聴取し、六月三日質疑を行い、質疑終了後、採決いたしました結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

.....(略).....

以上、御報告申し上げます。